

国立極地研究所 特別共同研究説明



NiPR

1. 趣旨

極域を中心とした統合的地球観測の推進と共同研究・共同利用体制の強化のため、過去・現在・未来の極域・地球環境変化に関する統合的・先進的な共同研究を推進する特別共同研究を公募する。

2. 概要

両極域に関するすべての研究分野を対象とし、3つの目標区分に貢献する特別共同研究を、カテゴリーごとに募集する。

3. 目標区分

- ①研究推進
- ②コミュニティ支援
- ③極域統合データ解析

4. 研究分野

両極域に関するすべての研究分野

5. カテゴリー・研究期間・採択予定件数

カテゴリー	研究期間	採択予定件数*
両極域	2024年4月1日～2027年3月31日 1～3年間	6件程度
北極域	2024年4月1日～2025年3月31日 1年間	4件程度
南極域	2024年4月1日～2025年3月31日 1年間	4件程度

* 採択予定件数は目安であり、予算状況によって変動します。

6. 研究経費

1課題あたり上限100万円/年度

経費の執行は、国立極地研究所の諸規則に基づき、国立極地研究所の受入責任教員が所属する研究グループで行う。

7. スケジュール

募集開始	2023年10月23日
応募締切	2023年12月7日(木) 正午 必着
一次審査	2023年12月下旬～2024年2月上旬
ヒアリング	2024年2月下旬～ 2024年3月上旬
二次審査	//
採否通知	2024年3月下旬

8. 応募資格および研究組織

- (1) 共同研究代表者 1 名と 1 名以上の共同研究分担者で組織する。研究組織に参加可能な研究者区分は下表の通り。
- (2) 受入責任教員を必ず指名すること（国立極地研究所の常勤教員が共同研究代表者である場合は受入責任教員の指名は不要）。
- (3) 条件の身分は、応募締切時点（2023年12月7日）とする。

研究者区分	条件
共同研究代表者	日本国内の大学・研究機関等に所属する研究者又はこれらに準ずる研究者（大学院学生および学部学生は除く）。
共同研究分担者	大学・研究機関等に所属する研究者又はこれらに準ずる研究者（日本国内、海外を問わない。大学院学生および学部学生は除く）。
共同研究協力者	大学・研究機関等に所属する研究者又はこれらに準ずる研究者、観測支援者、技術者（日本国内、海外を問わない。学部学生は除く）。 共同研究代表者又は分担者の指導大学院生であれば参画可能。
受入責任教員	研究内容、研究計画及び経費について、研究の推進及び取りまとめを行う国立極地研究所の常勤教員

9. 応募・参加に関する制限

- ・ 同一申請者が共同研究代表者として応募できるのは1件。
- ・ 共同研究分担者、共同研究協力者として参加する場合は、件数制限なし。
- ・ 共同研究代表者が異動などにより条件に合致しなくなった時点で事務局へ連絡し、代表者を交代するか、研究課題を取りやめること。
- ・ 共同研究分担者および共同研究協力者に変更があった場合は、年度末に提出する実績報告書へ変更後の研究組織を記載すること。

10. 応募手続き

① 応募書類

国立極地研究所 2024年度特別共同研究申請書（様式1）

国立極地研究所 2024年度特別共同研究承諾書（様式2）

② 応募締切

2023年12月7日(木) 正午 必着

③ 応募方法

様式1 および2 を電子申請システムから申請してください。

11. 審査および採択

(1) **審査主体** 特別共同研究委員会が審査を行う。

(2) **審査方法** 審査要項に基づき以下の流れで審査を行う。

① 一次審査

書面審査を行う。審査過程において共同研究代表者へ質問(書面予定)をすることがある。必要に応じて専門家による査読を実施する場合がある。

② ヒアリング

一次審査を通過した複数年にわたる特別共同研究課題は、面接（オンライン又は対面）を実施する。

③ 二次審査

一次審査結果およびヒアリング回答に基づき合議の上、採否を決定する。審査結果によっては、研究経費が申請額より減額される場合がある。

(3) 審査の観点

① 研究目的

- ・ 特別共同研究募集の趣旨および概要（目標区分）に沿っているか。
- ・ カテゴリーに関する最近の国際的な動向や喫緊の課題を正確に把握した上で明確かつ具体的な目的となっているか。
- ・ 特別共同研究課題実施によって目標区分へどのように貢献するか。
- ・ 南極域、北極域カテゴリーについては、今後の両極域研究につながる目的設定になっているか。

② 研究計画

- ・ 研究組織が、目標達成に必要な研究者配置となっているか。
- ・ 研究経費が、目標達成に必要なかつ適正なものとなっているか。
- ・ 実施計画が、目標達成に十分に検討されたものとなっているか。

③ 期待される成果

- ・ 期待される成果が、特別共同研究募集の趣旨および概要（目標区分）に沿っているか。
- ・ 期待される成果が、現実的に達成可能なものとなっているか。

(4)採否通知

2024年3月下旬予定

申請書に記載の共同研究代表者Eメールアドレス宛に、IPERC特別共同研究事務局より審査完了を通知。電子申請システムから採否結果をご確認ください。

※採択された共同研究代表者の所属・職名・Eメールアドレスに変更があった場合は、速やかにIPERC特別共同研究事務局へ報告すること。

12. 研究成果、データ等の取り扱いおよび報告

(1) データ等の取扱い

特別共同研究課題の実施によって得られたデータ等は、「[大学共同利用機関法人 国立極地研究所 データ・試資料の取り扱いに関する基本方針](#)」及びこれに基づく各種取扱要項に従ってください。

(2) 特別共同研究実施報告書

特別共同研究課題(研究期間 1 年)の共同研究代表者は、「国立極地研究所 2024年度特別共同研究実施報告書」(様式3)を、2025年3月末日までに「電子申請システム」へ入力してください。

(3) 特別共同研究実施報告書兼継続申請書

特別共同研究課題(研究期間 複数年)の共同研究代表者は、「国立極地研究所 2024年度特別共同研究実施報告書兼継続申請書」(様式4)を、2025年2月末日までに「電子申請システム」へ入力してください。

これをもとに次年度への継続可否について毎年度審査を行います。継続審査結果によっては、中止または次年度研究経費が当初応募申請額から減額される場合があります。

最終年度に「国立極地研究所特別共同研究実施報告書」(様式3)の提出が求められます。

(4) 成果発表

特別共同研究課題の実施においては、次に上げる成果発表が求められます。

- ・ 特別共同研究課題に関する論文・書籍の発表、プレスリリース、受賞、データ公開などを行った場合、産業財産権の出願予定がある場合は、**特別共同研究の継続中は、速やかにIPERC特別共同研究事務局に連絡**してください。
- ・ 特別共同研究課題終了後も、特別共同研究課題に関する論文・書籍の発表などを行った場合は、同じくIPERC特別共同研究事務局に連絡してください。
- ・ 特別共同研究課題に関する論文などには謝辞を必ず記載してください。
(詳細は、募集要項を参照)

13. 知的財産権の帰属

特別共同研究課題の実施に伴い生じた知的財産権については、原則として極地研と共有し、貢献度に応じて持ち分を定める。

詳細は、特許などの出願（外国に対する出願を含む）に先立って共同出願契約にて取り決めを行う。

14. 個人情報取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、厳重に管理し、法令などにより提出を求められた場合を除き、以下の目的以外で利用することはない。

- ①申請書類に基づく特別共同研究委員会による審査および採否通知
- ②特別共同研究課題が採択された場合、共同研究代表者の所属・職名・氏名のIPERCウェブサイトおよび広報誌等刊行物での公表

15. 共同研究契約締結に係る安全保障輸出管理について

特別共同研究に係る輸出規制品目に含まれる物品を輸出する際は、共同利用係まで連絡すること。(問合せ先 (2))

海外の研究者が研究集会等へ参加する場合は「安全保障輸出管理」の手続きが必要である。共同利用係まで連絡すること。(問合せ先 (2))

16. 問い合わせ先

(1) 電子申請システムについて

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立極地研究所 立川共通事務部研究推進課共同利用係
電話 050-5533-8642 / E-mail kyodo-nipr@t.rois.ac.jp

(2) 安全保障輸出管理について

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立極地研究所 立川共通事務部研究推進課共同利用係
電話 050-5533-8644 / E-mail kyodo-nipr@t.rois.ac.jp

(3) 申請について

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立極地研究所 国際極域・地球環境研究推進センター
IPERC特別共同研究事務局
電話 042-512-0711 / E-mail iperc_ccrp@nipr.ac.jp
〒190-8518 東京都立川市緑町10-3

補足

想定する課題の例

- ◆ 新たな研究の立ち上げ又は大型研究費獲得のためのスタートアップ的研究
および研究集会
- ◆ 既存研究の成果取りまとめのための研究および研究集会
- ◆ 既存の研究に追加することにより、さらなる進展が期待できる研究

Q&A

質問1) 申請書は、いつ時点の情報を記載すればよいのですか？

回答1) 応募締切時点（2023年12月7日）で記入してください。

質問2) 2024年4月1日以降に研究代表者が海外の大学や研究機関などへ異動した場合は、研究代表者を交代できますか？ それとも研究課題はその時点で終了となりますか？

回答2) 事務局に連絡し、代表者を交代するか、または、研究課題を取りやめるかのどちらかを選択してください。

質問3) 学部学生へ謝金を支払うことは可能ですか？

回答3) 極地研ルールに従い可能です。謝金手続きは、極地研の受入責任教員が所属する研究グループでのもとで極地研ルールに従って行ってください。

質問4) 旅費支給対象者の制限はありますか？

回答4) 研究者区分に該当する共同研究代表者、共同研究分担者、共同研究協力者になります。

もし、それ以外の方へ支給を希望する場合は、共同研究協力者として登録が必要です。申請時に登録していない場合は、その年度の終わりに提出していただきます特別共同研究実施報告書または特別共同研究実施報告書兼継続申請書の共同研究協力者に必ずご記入をお願いいたします。

Q&A

質問5) 特別共同研究の採択決定はどこで行われますか？

回答5) 特別共同研究委員会で審査と評価を行い、特別共同研究委員会の審査評価結果をもとにIPERC会議にて採択決定します。

質問6) 特別共同研究実績報告書および特別共同研究実績報告書兼申請書の5.研究成果①②③に記入できる対象者は、研究組織に所属している人だけでしょうか？

回答6) 研究課題に関連する方々全てが対象です。

質問7) 承諾書の所属長とは、誰を指しますか？

回答7) 共同研究代表者が所属する機関の部局長かつ、職印をお持ちの方でお願いします。

質問8) 研究計画の変更は認められますか？

回答8) 特別共同研究実績報告書の「4.研究経過」および特別共同研究実勢報告書兼申請書の「4.研究経過と実績計画」に変更になった理由や内容を記載してください。

質問9) 準ずる研究者とはどのような人ですか？

回答9) 企業の研究者です。